2025.4.24 号

KOYANO CONSULTING GROUP

小谷野会計グループ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
JRE 代々木一丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435　FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》グループ通算制度申請手続きについて（地方税編）

はじめに

前回グループ通算制度の税務署へ申請する際の手続きの説明をいたしましたが、今回は地方税の手続きについてご説明いたします。

1．地方税の申請書提出時期

通算法人となった日から 15 日以内に提出する必要がある（東京 23 区の場合）

※各市区町村によって提出時期と申請書の書式も異なるので要確認

2．通算制度の承認

原則として 2025 年 4 月～2026 年 3 月をグループ通算事業年度とする場合、国税の申請は 3 カ月前の日となる 2024 年 12 月末までに申請が必要である。

そして特に国税局より通算法人として認めない旨の連絡がなければ 2025 年 4 月 1 日をもってみなし承認となり通算法人となる。

3．グループ通算制度申請書

以下の資料がグループ通算制度の承認等の届出書（東京 23 区）である

法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出書

東京都主税局

東京都（グループ通算制度の承認等の届出書）
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tax/03a_32-3a-tsusan

4．通算制度の承認の申請書に添付する資料（東京都）

以下の資料が通算制度の承認の申請書に添付する資料一覧（東京 23 区）である

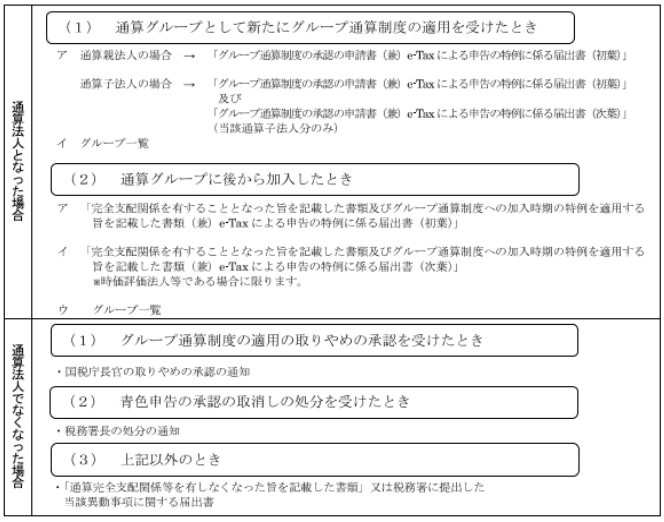
通算法人となった場合
（1）　通算グループとして新たにグループ通算制度の適用を受けたとき
ア　通算親法人の場合 → 「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）」
通算子法人の場合 → 「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（次葉）」（当該通算子法人分のみ）
イ　グループ一覧
（2）　通算グループに後から加入したとき
ア　「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（初葉）」
イ　「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼）e-Tax による申告の特例に係る届出書（次葉）」
※時価評価法人等である場合に限ります。
ウ　グループ一覧
通算法人でなくなった場合
（1）　グループ通算制度の適用の取りやめの承認を受けたとき
・国税庁長官の取りやめの承認の通知
（2）　青色申告の承認の取消しの処分を受けたとき
・税務署長の処分の通知
（3）　上記以外のとき
・「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」又は税務署に提出した当該異動事項に関する届出書
※通算子法人の場合には、この届出書に添付する書類について通算親法人から写しの交付を受け、提出してください。

東京都（通算制度の承認の申請書に添付する資料）
https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tax/03b_32-3b-tsusan

5．法人税延長申請について

通算子法人の法人税延長申請期限は、グループ通算事業年度終了の日から 45 日以内となる

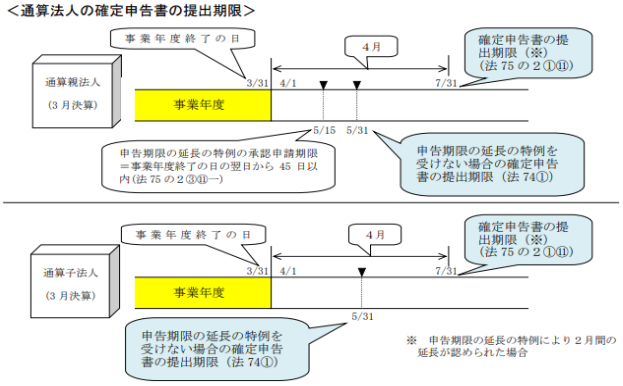

国税庁（グループ通算制度 Q&A）
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/group_faq/pdf/0020004-041.pdf

おわりに

グループ通算制度申請は国税と地方税で提出期限が違い、申告期限延長申請期限も違うため提出期限を忘れないように注意が必要である。申告期限延長申請は早く出すことは可能なので、地方税グループ通算制度の申請書と一緒に提出した方が提出漏れを防げるかと思われる。

（担当：渡邊）

TEL.03（5350）7435　　otoiawase@koyano-cpa.gr.jp
https://koyano-cpa.gr.jp/
©KOYANO CONSULTING GROUP 無断転載・引用禁止